

一般社団法人日本脳神経超音波と栓子検出学会 認定脳神経超音波検査士 資格更新規定

(平成21年11月30日施行)

(平成26年6月12日改訂)

(平成27年6月4日改訂)

(平成28年6月2日改訂)

(平成30年6月7日改訂)

(令和2年8月改訂)

(令和7年6月9日改訂)

第1条

一般社団法人日本脳神経超音波と栓子検出学会(以下「本学会」という)は、本学会 認定脳神経超音波検査士(以下「脳神経超音波検査士」という)の資格保持のため、本学会の認定脳神経超音波検査士制度 第3章の規則に基づき、以下に資格更新規定を定める。

第2条

脳神経超音波検査士資格の有効期間は5年間とし、更新手続は5年ごとに行う。なお、脳神経超音波検査士に初回登録された者(脳神経超音波検査士認定試験に合格した者)については、合格した年の翌年の1月1日からの5年間とする。その他の者については、資格更新の年の1月1日からの5年間とする。

2. 65歳に達した脳神経超音波検査士については、65歳に達したことを証明できるもの(コピー)を提出することにより、資格は継続され、これ以後の更新の手続きを要しない。

第3条

資格更新を行おうとする者は、申請時まで継続して、一般社団法人日本脳神経超音波と栓子検出学会の会員であり、かつ年会費を完納していなければならない。

第4条

資格更新の審査は、本学会の資格認定委員会(以下「本委員会」という)が行う。

第5条

本学会の理事長は、本委員会が審査を行い適格と判定した者に、本学会の理事会の承認を得て認定証を交付する。

第6条

資格更新には、脳神経超音波検査士の認定または前回の資格更新を受けてから5年間に、次に定める単位を20単位以上取得していることを要する。

研修・業績単位表：

(1) 学術集会

出席

日本脳神経超音波と栓子検出学会総会 10(単位)

発表

日本脳神経超音波と栓子検出学会総会(筆頭発表者のみ) 10(単位)

日本脳神経超音波と栓子検出学会総会以外の関連学会・研究会における、脳神経超音波医学に関連する発表(筆頭発表者のみ) 5(単位)

日本脳神経超音波と栓子検出学会総会以外の関連学会・研究会とは、以下にあげるものなどをいう。

日本栓子検出と治療学会, The Neurosonology Specialty Group of the World Federation of Neurology (NSRG), The European Society of Neurosonology and Cerebral Hemodynamics (ESNCH), The American Society of Neuroimaging (ASN), 日本超音波医学会, 日本超音波検査学会, 日本脳卒中学会, 日本脳卒中の外科学会, 日本神経学会, 日本脳神経外科学会, 日本医学会総会, スパズムシンポジウム, 日本血管外科学会, 日本脈管学会, 日本静脈学会, 日本脳ドック学会, 日本脳循環代謝学会, 日本脳神経CI学会, 日本脳神経モニタリング学会, 京都脳神経・脈管超音波研究会, 九州脳神経・脈管超音波研究会, 神奈川脳神経・血管超音波セミナー, 東京脳神経脈管超音波研究会, International Stroke Conference (ISC)

(2) 脳神経超音波医学に関連する論文発表

「Neurosonology」に掲載された原著論文または症例報告(査読審査を受けた論文) 筆頭著者のみ20(単位)

「Neurosonology」以外の関連学術雑誌に掲載された原著論文または症例報告(査読審査を受けた論文) 筆頭著者のみ10(単位)

(3) 本学会が主催、後援、または本委員会で認めた脳神経超音波領域のハンズオンセミナーへの参加 5(単位)

京都脳神経・脈管超音波研究会, 九州脳神経・脈管超音波研究会, 神奈川脳神経・血管超音波セミナー, 東京脳神経脈管超音波研究会, 横須賀神経脈管超音波研究会

3. 研修・業績単位表に掲載する学会・研究会については、当該学会・研究会からの申請に基づき本委員会が認定し、所定の点数を与える。

4. 日本脳神経超音波と栓子検出学会総会の出席点については、事務局で処理を行う。今後、認められる学会出席点については、学会の出席証明書(ネームカードなど)のコピー、演題発表については発表した学会・研究会の開催場所、日時のわかる印刷物および、発表演題と抄録などの発表内容のわかるもの、論文発表については別冊もしくは全文のコピーを添付する。ハンズオンセミナーなどへの出席については、開催場所、日時のわかる印刷物および、参加を証明するもののコピー

第7条

脳神経超音波検査士の資格更新を受けようとする者は、「Neurosonology」誌及び本学会ホームページに公示する期間中に本学会事務局に下記の書類を提出し、資格更新審査・認定料を納付しなければならない。

1. 資格更新申請書
2. 研修・業績単位表および第6条4. にあげた研修実績を証明する別刷ないしコピー等
3. 更新認定料 1万円

第8条

資格更新期限内に取得単位数が規定の点数に達しないことが見込まれる者は、公示する期間中に下記の手続きにより、1年間を限度として更新猶予期間が与えられる。この場合、更新猶予期間内に不足単位を取得したのち、更新申請を受け付ける。

1. 更新猶予申請書の提出
2. 更新猶予手数料 1万円
2. 更新猶予期間中は、脳神経超音波検査士を呼称することができる。ただし、更新を猶予した期間は、更新後の認定期間の1年目として扱う。この1年間の取得単位のうち、前回分の不足単位を充足するために用いた点数は、次の更新手続きに加算することはできない。
3. この場合、更新手続きは、必要単位充足後直ちに行なうことが出来る。

第9条

特別な事情(海外留学、長期の病気療養など)の場合には、証明書を添付して更新保留申請をすることができる。保留期間は、年単位(留学または療養などの期間の端数は切り上げ)とし、資格更新にはその年数を除き、復帰後と保留期間以前との合計で、5年間となる年に通常の更新の手続きを行うものとする。なお、更新保留期間中は、脳神経超音波検査士を呼称することができない。

2. 保留手続きの場合の費用は要しない。

第10条

この規定の改廃は、本委員会で決定し、理事会に報告する。

附則

- 1 この規定は、平成21年11月30日から施行する。
- 2 平成26年6月12日改訂版より第6条 2項を削除する。